



港北区役所
〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1
☎ 045-540-2323 (代表番号)
☎ 045-540-2227

港北区のデータ

人口: 359,521人
世帯数: 176,936世帯
(2022年1月1日現在)



港北区ツイッター

@yokohama_kohoku
お役立ち情報等を発信中!



No.292



「広報よこはま港北区版」を
スマホで読む



マチイロ



マイ広報紙

開庁日 なるべく電車・バスでご来庁ください
月～金曜(祝日・休日・年末年始除く) 8時45分～17時
第2・4土曜 9時～12時 <2月は12日・26日>
(戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部の窓口)

掲載内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があるため、事前に問合せ先に確認してください

令和4年度予算の執行を伴う事業等は、市会での議決後に確定します

令和4年度 市民税・県民税の申告が始まります

市民税・県民税申告の時期に、区役所に電話や窓口で多く寄せられる問合せのポイントをまとめました。市民税・県民税申告の際に役立ててください。

※所得税の確定申告をする人は、確定申告書の内容が市民税・県民税にも反映されるため、区役所に申告書を提出する必要はありません

対象 区役所に市民税・県民税の申告をする必要がある主な人

令和4年1月1日時点で区内に住民票があり、

- 1 所得税の確定申告をしない人で、医療費控除や生命保険料控除等の追加したい控除がある人
- 2 前年中に収入がなかった、又は遺族年金、障害年金、雇用保険、生活保護等の非課税所得のみだった人

例 前年中の収入が公的年金のみで、公的年金の収入金額が400万円以下の人うち、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外に追加したい控除がある人



主に前年度に区役所に申告書を提出した人宛に、2月中旬に申告書を送付します。市ウェブサイトからもダウンロードできます。



特に問合せの多い 市民税・県民税の医療費控除申告について解説します

市民税・県民税の医療費控除制度とは

前年中(令和3年1月1日～12月31日)に本人、又は本人と同一生計の配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、次の計算式で求めた医療費控除額を、令和4年度の税額計算のときに所得金額から控除して、市民税・県民税額が減額になる制度です。

※市民税・県民税が非課税の人は申告する必要はありません

ポイント 支払った医療費が還付されるのではなく、所得金額から控除されます

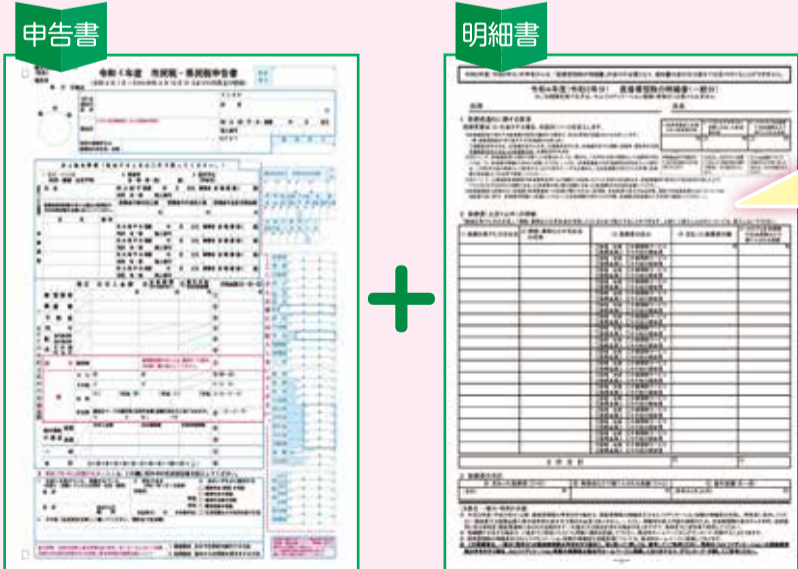
医療費控除の計算式

$$\text{前年中に支払った医療費の合計額} - \left[\begin{array}{l} \text{保険金や} \\ \text{高額療養費支給制度等で} \\ \text{補填された金額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{① 10万円} \\ \text{② 総所得金額等の5パーセント} \\ \text{※①又は②の少ない方} \end{array} \right] = \text{医療費控除額 (上限200万円)}$$

所得金額 - 医療費控除額 = 課税所得金額

「医療費控除の明細書」の作成が必須です

市民税・県民税申告書に「医療費控除の明細書」を添付して申告してください。明細書の様式は、申告書に同封の手引き(4ページ)にあります。区役所で入手、又は市ウェブサイトからもダウンロードできます。



ポイント 領収書を基に明細書を記入する 又は 医療費通知を添付する

令和3年度から、領収書の添付は不要になりました

医療保険者からの医療費通知(医療費のお知らせ等)を添付した場合は、明細書の記入を省略できます。

申告書の提出は郵送でお願いします
送付先 〒222-0032 大豆戸町26-1 港北区役所 税務課市民税担当宛
申告期限 3月15日(火) 必着

区ウェブサイトによくある問合せを掲載しています
? ふるさと納税について
? 上場株式の配当所得等に係る所得税と異なる課税方式の選択について 等
ウェブサイトはこちら

●問合せ 市民税担当 ☎ 540-2264 fax 540-2288